年　　月　　日

保　護　者　様

京都府立鳥羽高等学校
校　長　　宮島　勇二

「学校において予防すべき感染症」にかかる欠席について

学校保健安全法により、標記については出席停止となります。
つきましては、裏面の出席停止基準にしたがって、下記の報告書および受診した証明（薬表等の写し）を添えて、登校の際に保健室まで提出してください。
なお、**出席停止の基準よりも早く登校する場合等、主治医の判断が必要な場合は、主治医記入欄に必要事項の記入をお願いしてください。**

記

京都府立鳥羽高等学校長　様

「学校において予防すべき感染症」にかかる報告書

年　　組　　番　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　感染症名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　発 症 日　　年　　月　　日（　　）

3　欠席期間　　年　　月　　日（　　）～　　月　　日（　　）

年　　月　　日

保護者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

主治医記入欄

年　　組　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

診断名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記のとおりです。
年　　月　　日より登校可能です。

年　　月　　日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学校感染症と出席停止基準

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">病　　名</th><th>出席停止期間の基準</th></tr>
<tr><td>第１種</td><td colspan="2">〇エボラ出血熱　〇クリミア・コンゴ出血熱
〇南米出血熱　〇ペスト　〇マールブルグ病
〇ラッサ熱　〇急性灰白髄炎　〇ジフテリア
〇痘瘡　〇重症急性呼吸器症候群（SARS）
〇鳥インフルエンザ（H5N1 型）
〇新型コロナウイルス感染症（COVID-19）</td><td>・治癒するまで</td></tr>
<tr><td rowspan="10">第２種</td><td>〇インフルエンザ（H5N1 型を除く）</td><td>・発症後５日を経過。かつ解熱後２日（幼児は３日）を経過するまで。</td></tr>
<tr><td>〇百日咳</td><td>・特有の咳が消失するまで。または、５日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。</td></tr>
<tr><td>〇麻疹（はしか）</td><td>・解熱後３日を経過するまで。</td></tr>
<tr><td>〇流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</td><td>・耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。</td></tr>
<tr><td>〇風疹（三日はしか）</td><td>・発疹が消失するまで。</td></tr>
<tr><td>〇水痘（みずぼうそう）</td><td>・すべての発疹がかさぶたになるまで。</td></tr>
<tr><td>〇咽頭結膜熱（プール熱）</td><td>・主要な症状が消失後２日を経過するまで。</td></tr>
<tr><td></td><td>◆上記の他、病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたとき。</td></tr>
<tr><td>〇結核、髄膜炎菌性髄膜炎</td><td>・病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたとき。</td></tr>
<tr><td>〇第１種、第２種の感染症患者のある家に居住する者。これらの感染症にかかっている疑いのある者。</td><td>・予防接種の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。</td></tr>
<tr><td>〇第１種、第２種の感染症が発生した地域から通学する者。第１種、第２種の感染症の流行地を旅行した者。</td><td>・その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。</td></tr>
<tr><td>第３種</td><td colspan="2">〇コレラ　〇細菌性赤痢
〇腸管出血性大腸菌感染症　〇腸チフス
〇パラチフス　〇流行性角結膜炎
〇急性出血性結膜炎
◆その他の感染症</td><td>・病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたとき。</td></tr>
</table>